

令和4年度 陸別中学校のめざす姿

自立

学校教育目標 **自立 挑戦 友愛**

共生

〈求める学校像〉
信頼と愛情に満ちた学校

〈めざす生徒像〉
自分の頭で考え、自分の手で創り
自分の足で歩き、自分の目で確かめる生徒

〈実践目標〉
EXPRESS 表現する

〈小中一貫でめざす中学校3年生像〉
町ぐるみで育む きらりと光る りくべつ子ども ～町への誇りと温かなところを持った子～

令和4年度学校経営方針

1. 社会で生きる力の育成

授業の充実
個別最適な学習の推進

- ◇確かな学力の育成
- ◇切れ目のない指導と支援
- ◇育成する資質・能力の明確化
- ◇検証改善サイクルの確立
- ◇個別最適な学び・協働的な学び
- ◇ふるさと教育・キャリア教育の充実

2. 豊かな人間性と健やかな体の育成

道徳授業の充実
発表・発信力の育成

- ◇道徳教育の充実
- ◇発表・発信力の育成
- ◇いじめの認知と組織的な早期対応
- ◇いじめについて主体的に考える場の設定
- ◇新体力テストによる保健体育の改善
- ◇新しい生活様式の感染症対策

3. 地域総がかりで学びを支える体制の構築

家庭学習指導
家庭学習・生活習慣の定着

- ◇CS・地域学校協働活動の推進・人材育成
- ◇望ましい学習・生活習慣の確立
- ◇食育、健康教育に関する指導の充実
- ◇家庭教育支援体制の充実

4. 学びをつなぐ学校づくりの実現

小中一貫教育の推進
子どもの学びをつなぐ

- ◇小中一貫教育の推進と深化
- ◇働き方改革の着実な推進
- ◇安全教育の充実
- ◇服務規律の保持徹底・不祥事未然防止
- ◇学校施設・設備の充実

5. 地域づくりにつながる生涯学習の充実

活力ある地域づくり ・ **学習拠点としての取組**

- ◇多種多様な学習機会の充実
- ◇町史跡・文化財を取り入れた学習活動
- ◇町民向け授業参観・体験の機会
- ◇地域人材の積極的な活用
- ◇町教委社会教育課との連携
- ◇活力ある地域づくりに寄与

〈めざす教師の姿〉

9年間の成長を見通した質の高い学びの創造

自ら学びに向かう姿勢（意欲・習慣）

社会・人との関わりによる成長

- 陸別町の教育 — 陸別町教育目標、教育行政執行方針
- 十勝の教育 — 十勝管内教育推進の重点～十勝らしい一人一人の学びの実現
社会で生きる力の育成、豊かな人間性と健やかな体の育成、地域総がかりで学びを支える体制の構築、学びをつなぐ学校づくりの実現、地域づくりにつながる生涯学習の実現
- 北海道の教育 — 北海道教育の基本理念 「自立」と「共生」

令和4年度 陸別中学校経営方針 (教職員ダイジェスト版)

1 教育理念 ～「学校とは、生徒の生きる力(心技体)を育む小さな社会」

学校の役割は、生徒が、考動力(考え動く力)を高め、「社会に出る力」「実社会で活用できる力」を育てることである。そのため、一日の教育活動のほとんどを占める授業を、生徒が主体的に思考、判断、表現し、よりよく問題解決を図る中で、自己肯定感を味わいつつ、21世紀型能力である基礎力、思考力、実践力などを育むものにすることが大切である。

教員になれても教師にはなり難いと言われる。教師が、生徒の学ぶ意欲に火を灯し、考動力「考え抜く力・やり抜く力」を高めるため、生徒をプラス思考で見取り、加点主義で褒めて伸ばすことにより、整然とした中にも活気のある学校づくりを地域とともに推進したい。

その基盤が、職員室の「活気」ある組織文化である。教職員一人一人がその持ち味を発揮するとともに、地域との目標の共有化を図る中で、地域とともにある学校づくりに努めたい。

《活気のある学校にするための心得》

「因果俱時」 ～ 原因と結果は必ず一致する。現在の結果は過去の原因によるものである。

2 学校教育目標 ○自立 ○挑戦 ○友愛

3 求める学校像 信頼と愛情に満ちた学校

4 めざす生徒像 自分の頭で考え、自分の手で創り、 自分の足で歩き、自分の目で確かめる生徒

5 小中一貫でめざす中学校3年生像

町ぐるみで育み きらりと光る りくべつ子ども
～町への誇りと、温かなところを持った子～

6 めざす教師像 9年間の成長を見通した質の高い学びの創造

自ら学びに向かう姿勢(意欲・習慣)
社会・人との関わりによる成長

7 経営の基本方針 「陸別町小中一貫教育」の目的達成のため、町立学校としての使命を果たす

■基礎・基本の定着、主体的に思考・判断・表現する力の育成を通じた、実社会で活用できる資質・能力の育成

1 自立につながる知徳体のバランスの良い育成～学ぶ意義の明確化「教科等と社会を繋ぐ」

◎社会に開かれた教育課程、カリキュラム・マネジメントの充実、小中一貫の推進

- ・自己肯定感・自己有用感や社会性等を育む教育活動の推進

2 教えるプロ組織としての指導力の向上

- ・わかる授業展開、生徒指導の三機能(自己決定・自己存在感・共感的な人間関係づくり)を生かした生徒指導、いじめ防止等の人権の保障

3 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

- ・特別支援教育コーディネーターを中心とした支援組織の確立
- ・関係機関とのネットワークを生かした一貫した指導の充実

4 学校経営の「見える化」～生徒の姿で結果責任を果たす教育活動及び情報公開

- ・学校評価や学校職員人事評価制度、学校運営協議会等を改善に生かす
- ・家庭や地域との双方向のコミュニケーションルートの構築

5 積極的な危機管理体制の確立

- ・未然防止、発生時の対応、再発防止に対する機動的な体制の確立、関係機関との連携

8 本年度の経営の重点 ～ 実生活や実社会に活用できる学びの充実「学びの基礎づくり」

★ 実践目標～EXPRESS・表現する！

①アクティブ・ラーニングの推進による、生徒の主体的に思考・判断・表現する力の育成
～単元や題材全体を通した主体的・対話的で深い学び＝「手応えのある学び」

・「ふるさと」や実社会等とつながる学び価値のある授業

②内容項目を的確に捉えた、考え議論する「特別の教科 道徳」への質的転換

・参観日等での公開～保護者との連携を図る一助とする。

③ 探究的な「総合的な学習の時間」の展開、社会や地域（ふるさと）との関連を横断的指導

★「プラスの息」(Positive Thinking)～減点主義から加点主義の考え方へ

・減点主義から加点主義、ピンチをチャンスに変えるプラス思考への転換

・「夢は逃げない。逃げるのは、いつも自分。」～できない理由を考えて逃げない！

・教師は、生徒を加点主義で見取り、褒めて伸ばす教育を大事にする。

学校は、子どもの心技体を鍛える窓である。

頑張れば頑張るほど、その窓は広く大きくなる。
その窓が広く大きくなればなるほど、
今まで見えなかったことが見えてきたり、
新たな自分を発見したりすることのできる
そんな陸列中学校にしたい！

良い結果を生み出すための学びの基礎づくり

原因と結果は必ず一致する。
良い結果を生み出すための
良い原因を積み重ねることのできる
そんな陸列中学校にしたい。

生徒の学ぶ喜びが大きく育つ学校

あのとき、何でもっと頑張れなかったのかと、
あとで後悔するのではなく、
あのとき頑張って良かったなあと思える
そんな陸列中学校にしたい。

プラスの息で自己肯定感を高める

ピンチをチャンスにかえるプラスの息
自らの壁を破るためのプラスの息
仲間と共学共汗するプラスの息
同僚と協働共汗するプラスの息
そんなプラスの息が溢れる陸列中学校にしたい。

陸別中学校いじめ防止基本方針

陸別町立陸別中学校

1 基本理念（いじめ防止対策推進法第3条）

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

- 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

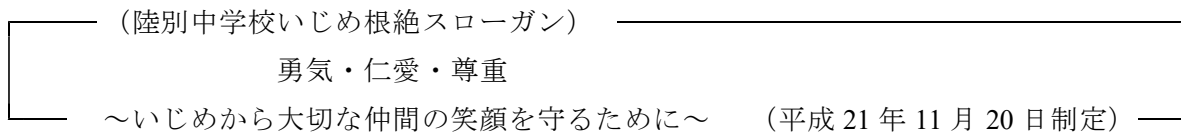
3 いじめ対策のための組織

- (1) 名称 : 陸別中学校いじめ防止対策委員会（特別委員会）
- (2) 構成員 : 教頭、生徒指導部、養護教諭、PTA三役
- (3) 会議 : 4月（計画会議）、3月（反省会議）、1、2学期末、その他必要に応じて開催する。
PTA三役については、4月、3月、その他必要に応じて出席を要請する。
- (4) その他 : 校内体制における「いじめ対応チーム」は、次のとおりとする。
教頭、生徒指導主事、生徒指導部、当該学年主任、学級担任、養護教諭
（場合によって、教科担任や部活動顧問も担当者とする）

4 いじめ発見と防止のための取組

- (1) いじめアンケートの実施
いじめの早期発見のために、6月、11月にいじめアンケートを実施する。
- (2) 教育相談体制の整備
いじめアンケートの実施後等、状況に応じて「教育相談週間」を設定する。実施計画、情報分析や対応策策定については、生徒指導部が主体となって行う。
- (3) いじめは、「どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という強い自覚をもって対処する。
- (4) 生徒観察による情報収集
学年所属職員や教科担任・養護教諭等・常に情報収集を心がけ、気になる言動を発見した場合は、生徒指導部に報告する。生徒指導主事はその内容を勘案し、管理職への報告と相談を行う。

- (5) 必要に応じて家庭訪問等を実施し、保護者からの情報収集に努める。
- (6) 生徒会主体によるいじめ防止プログラムの展開
いじめ防止テーマやいじめ防止強化期間の設定・いじめ防止会議の開催等、生徒の主体的な取組を促す積極的な活動を推進する。



- (7) いじめ問題への対応を確実なものとするため、「様子を見る」というような消極的な対応策を払拭する。
- (8) QUの組織的活用・「ほっと」「アセス」など、生活アンケートの活用を推進する。

5 いじめ発見後の適切な対応

- (1) いじめられた生徒やその保護者の立場に立った対応を心がけ、まず解決に向けた事実確認と指導の方針について説明する。平行して、町教育委員会への報告と相談を行う。
- (2) 校内チームの役割を明確にする。
・事情聴取、整理、分析、まとめ ・対応策の検討 ・教職員の意思形成、調整
- (3) スピード感をもって事実確認にあたり、情報を整理する。
- (4) チームとして立案した解決策にそって、継続的な指導を実施する。
・被害生徒への面談 ・加害生徒への指導 ・事実を認識していた生徒への指導
・被害・加害生徒の保護者への説明と協力依頼（発見後から定期的な経過説明まで）
・教育相談体制の強化 ・適切な人間関係づくりを目指した取組（各領域との連携）
- (5) 問題の内容等に応じて保護者説明会を実施し、学校としての姿勢や方針を明確にする。
- (6) 報道機関への対応は校長を窓口に一本化し、公開できる情報を整理し、誠意ある公平な対応を心がける。その際、町教育委員会と連携して対応にあたる。

6 いじめ防止のための研修の充実

- (1) いじめの早期発見、対処方法の習得を目的とした「生徒指導交流会」を年2回（6，11月）開催する。
- (2) 研修講座等、校外の研修会に積極的に参加し、その研修情報の内部提供に努める。
- (3) 指導力向上により生徒理解を深めるため、ミドルリーダーや管理職からの情報提供の機会を充実させる。
- (4) 専門的知識を有する関係者からの研修を受け、組織の充実を図る。

7 全領域における連携の重視

- (1) 各教科
それぞれの教科においては、生徒指導の機能を生かした取組を基盤とするとともに、言語活動や各種授業形態による活動をとおして他と適切にかかわる能力を高め、いじめの芽を早期に摘み取るよう努力する。
- (2) 道徳
道徳の時間では、道徳的価値に基づいた人間としての生き方を追求することで教師と生徒、生徒同

士の共感的な関係を深め・豊かな体験をとおして内面を鍛える。

(3) 特別活動

学級活動を基盤とした集団活動や体験的な活動をとおして、よりよい人間関係を築く力や社会性の育成を図り、いじめ防止に寄与する。特に、人とかかわりの中での失敗体験を大切にすることで個性を伸ばし、自他を認める心をはぐくむ。

(4) 総合的な学習の時間

特に、キャリア教育における体験活動と言語活動、探求活動を充実させ、将来の目標を考えたり社会の中の多くの人とかかわる中で、社会的視野を広げ他者理解を深めさせる。

8. いじめ対策の検証

いじめ対策の取組についてはスピード感をもった対応が求められることから、P D C Aサイクルにより短期スパンで検証・改善を図る。その役割は、生徒指導部が担う。

9 保護者・地域への情報提供

この基本方針はホームページで公開するとともに、必要に応じて対応状況について説明する機会を設定し、説明責任・結果責任を果たす。

10 いじめ対策年間プログラム

4月	「いじめ対応」についての保護者への説明（参観日・PTA総会） いじめ対策委員会①
5月	いじめの学級指導，QUの実施（1回目）
6月	いじめアンケートNo1，「いじめ対応状況」・説明（各学年PTA研修会）・個人面談
7月	いじめ対策委員会②
8月	
9月	いじめ防止指導強化月間 QUの実施（2回目）
10月	いじめアンケートNo2，教育相談週間，学校評価（自己評価）
11月	「いじめ対応状況」説明（各学年PTA研修会，一学校だより） 全校による・「いじめ標語」の取組
12月	いじめ対策委員会③
1月	
2月	
3月	いじめ対策委員会④

※学級における「適切な人間関係づくり」は年間をとおして実施

11 いじめチェックリスト

- いじめへの対処方針等について、学校全体で確認している。
- いじめへの対処方針を家庭や地域に向けて公表するとともに、懇談、研修会等においていじめの問題について保護者と話し合う機会を設定している。
- いじめ対応についての校内研修を実施している。
- いじめの実態を把握するために、年間2回以上のアンケート調査や、定期的な個別面談を実施している。
- 生徒がいじめの問題等について、主体的に考える取組を実施している。
- 「ネット上のいじめ」への対応として、指名生徒からの情報収集等具体策を実施している。